第３次
明和町男女共同参画基本計画

～ひとりひとりが　いきいきと暮らせるまち～

明和町

はじめに

本町は、男女共同参画社会の実現に向け、平成 25（2013）年度に「明和町男女共同参画基本計画」を策定しました。そして、引き続き、推進を図っていくため、平成 30（2018）年度に「第２次明和町男女共同参画基本計画」を策定したところです。

男女共同参画社会とは、全ての人が性別に関わらず、互いを尊重し、対等に暮らしていける社会を指します。そのためには互いを認め合い、責任を分かち合いながら、協力し合う気持ちを育てていくことが大切です。

このような世界を形成していくため、国際社会では 17 の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の１つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられて以来、わが国においても、関連した法律や計画の策定などが、より一層推進されました。

この取組は、多様な分野に反映されるなか、令和２（2020）年に閣議決定された「第５次男女共同参画基本計画」では、2020 年代に指導的地位に占める女性の割合を、30％程度にすることを目標としています。

また、三重県において令和３（2021）年に策定された「第３次三重県男女共同参画基本計画」では、ＳＤＧｓと関連した取組と連動するものとしています。

近年では新型コロナウイルス感染症や急速なデジタル化、少子高齢化などの様々な影響が地方にも及ぶなか、性別にとらわれず、あらゆる分野に参画できる社会の実現は、まちの活力としての必要性が増してきていると考えます。

本町では、令和４（2022）年 12 月に「男女共同参画推進条例」を制定するとともに、この間の社会情勢を踏まえたうえで、国・県の施策や本町の概況を整理し、このたび「第３次明和町男女共同参画基本計画」を策定しました。

新たな時代に呼応できる施策の推進として、ＳＤＧｓにも取り組んでいきますことから、町民、関係団体、事業者のみなさまには、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に計画を策定するにあたり、ご尽力をいただきました「明和町男女共同参画推進委員会」の委員の皆様をはじめ、様々な立場から貴重なご提言やご意見をいただきました皆様方に、心よりお礼申し上げます。

令和５（2023）年３月

明和町長　世古口　哲哉

目次

第１章　計画策定に当たって 3

１　計画策定の目的 3
２　計画の位置づけ 5
３　計画の期間 5
４　男女共同参画を取り巻く社会的背景 6
（１）国際的な動き 6
（２）国の動き 6
（３）三重県の動き 8
５　計画の策定体制 8

第２章　町の現状 9

１　明和町の現状 9
（１）明和町の全体像 9
（２）人口と世帯の状況 10
（３）年齢３区分別人口の比較 10
（４）男女別人口の比較 11
（５）婚姻状況 11
（６）ひとり親世帯の割合 12
（７）産業別就業状況 12
（８）女性の就業状況 13
（９）女性の年齢層別就業率の推移 14
(10) 管理職に占める女性の割合 14
(11) 雇用者の男女別正規比率 15
(12) 男性の育児休業取得率 15
(13) 政策・方針決定過程における女性の参画の状況 16
２　現状からみえる計画課題の整理 17

第３章　計画の基本的考え方 18

１　基本理念 18
２　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた施策の推進 19
３　施策の体系 20

第４章　分野別の施策 23

基本目標１　あらゆる分野における女性の活躍 23
（１）女性の活躍推進 24

（２）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 25
（３）政策・方針決定過程への女性の参画促進 26
基本目標２　健やかに安心して暮らせる社会づくり 27
（１）生涯を通じた男女の健康支援 28
（２）あらゆる暴力の根絶 29
（３）様々な困難を抱える人への支援 29
基本目標３　全ての世代における男女共同参画意識の醸成 30
（１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発 31
（２）男女共同参画意識の醸成 32
（３）地域における男女共同参画の促進 33

第５章　計画の推進体制 34

１　住民の参画と協働 34
２　施策の評価・検証 34

資料編 37

１　明和町男女共同参画推進条例 37
２　明和町男女共同参画推進委員会設置要綱 39
３　明和町男女共同参画推進委員会委員名簿 40
４　男女共同参画社会基本法 41
５　三重県男女共同参画推進条例 47
６　男女共同参画に関する年表 52
７　男女共同参画に関する用語解説 57

総　論

第１章　計画策定に当たって

１　計画策定の目的

国の掲げる「男女共同参画社会基本法」では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を極めて重要な課題としています。

令和２（2020）年 12 月には「第５次男女共同参画基本計画」が閣議決定され、男女共同参画社会を形成するために目指すべき社会の将来像が数値目標とともに示されています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会・経済状況の変化は、特に女性に対する暴力や、経済面、健康面、また家事・育児・介護などの面において深刻な負の影響をもたらしており、依然として国内の男女共同参画が進んでいないことが改めて浮き彫りになりました。

日本におけるジェンダー平等の実現は、世界でも大きく後れを取っています。世界経済フォーラム（World Economic Forum）が令和４（2022）年７月に発表した、世界各国の男女格差を図る「ジェンダー・ギャップ指数 2022」では、日本は 146 か国中 116 位という結果でした。前年と同様にＧ７（主要７か国）の中では最下位、ＯＥＣＤ（経済協力開発機構）加盟国の中でも非常に低い順位で、政治や経済の分野において顕著です。

【国会における女性議員の割合】

	女性議員割合	議員数	女性議員数
衆議院	9.7%	465	45
参議院	23.1%	242	56
合計	14.3%	707	101

※衆議院は令和３（2021）年 12 月 22 日、参議院は令和４（2022）年３月１日現在
資料：内閣府男女共同参画局『男女共同参画の最近の動き』（令和４（2022）年３月 10 日）

【正社員・正職員の男女別年齢階級別賃金（令和３（2021）年　全国）】

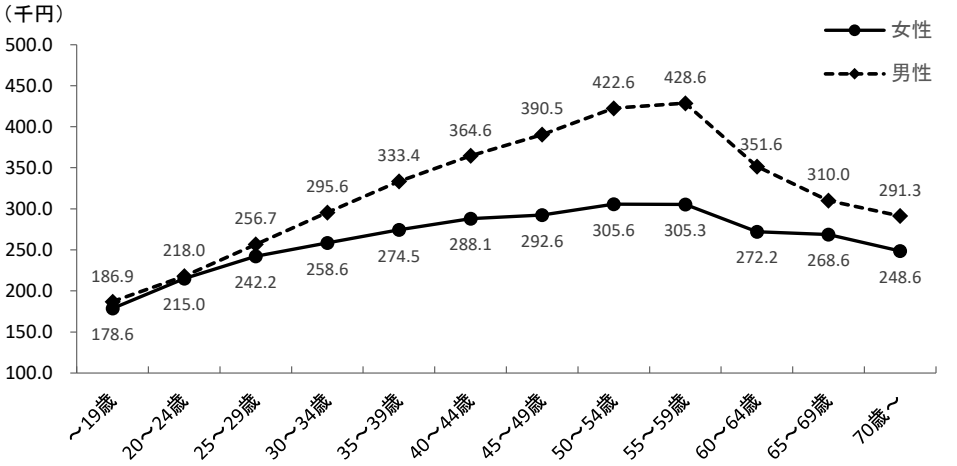

資料：賃金構造基本統計調査

【「ジェンダー・ギャップ指数 2022」の４つの分野におけるスコア・順位】

	スコア	順位	前年スコア
政治	0.061	139/146	0.061
経済	0.564	121/146	0.604
健康	0.973	63/146	0.973
教育	1.000	1/146	0.983
全体	0.650	116/146	0.656

資料：内閣府男女共同参画局『共同参画』

このような状況の中、令和３（2021）年６月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の改正法が施行され、令和４（2022）年４月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が改正・施行されました。

また、「育児・介護休業法」の改正法が令和４（2022）年４月から段階的に施行、男性の育児休業取得促進に向けて一歩踏み込んだ内容となっています。

三重県においても、社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、令和３（2021）年４月に、「第３次三重県男女共同参画基本計画」を策定しました。

このプランでは、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い取組を着実に進めるとともに、「社会全体（家庭・地域・職場）で子育てしながら働く女性を支援する仕組みづくり」を重点施策に位置づけ、推進していくこととしています。

「第３次明和町男女共同参画基本計画（以下、「本計画」という。）」は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第３項、「ＤＶ防止法」第２条の３第３項、「女性活躍推進法」第６条第２項に基づくものであるとともに、社会経済情勢の変化と、国や県の計画を踏まえ、現行計画の点検・評価と明和町の地域特性、男女共同参画社会への正しい認識などを踏まえて計画を策定します。

本町では「あらゆる分野における女性の活躍」「健やかに安心して暮らせる社会づくり」「全ての世代における男女共同参画意識の醸成」の３つの基本目標に基づき、各関係課が一丸となって男女共同参画に係る取組を推進しています。

本計画では男女共同参画に係る取組のさらなる改善を図るため、具体的な施策内容の点検、庁内関係部局との連携の強化に努め、また定期的な計画の評価と見直しを行うこととし、着実かつ効果的にプラン実行を進めます。

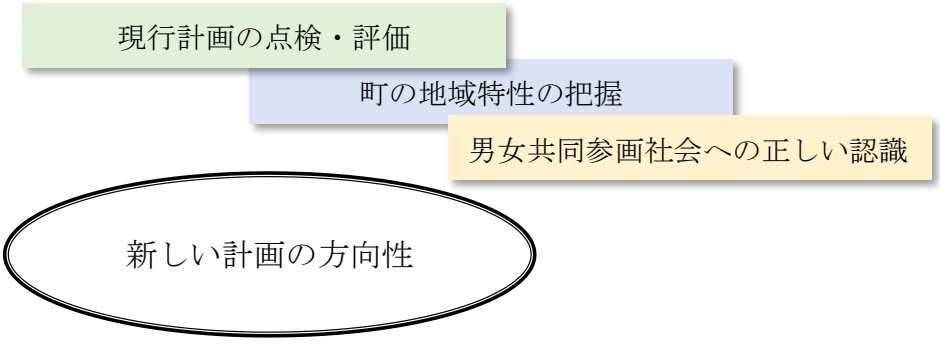

２　計画の位置づけ

平成 29（2017）年度に策定した「第２次明和町男女共同参画基本計画」が計画期間の最終年度を迎えるに当たり、現計画の点検・評価や最新の社会動向、明和町の現状、第６次総合計画、第２期明和町まち・ひと・しごと創生総合戦略等の方向性を踏まえて、本計画を策定します。

また、本計画は、町の全ての計画を進める参画・協働の基礎となる計画です。

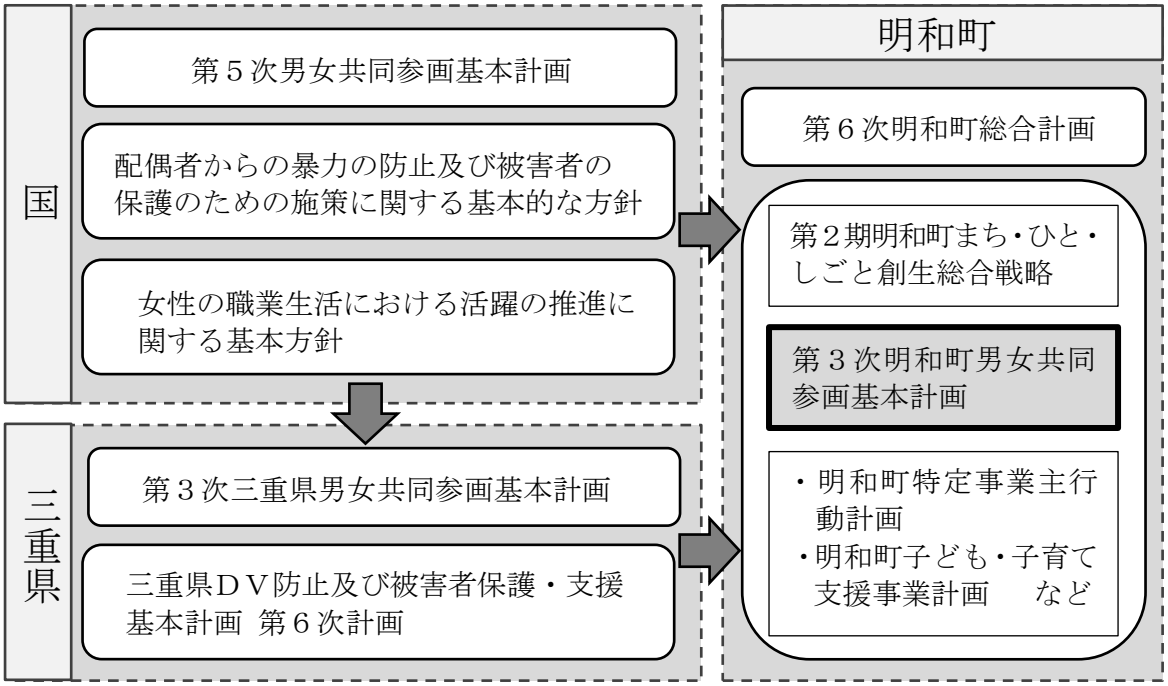

３　計画の期間

本計画は令和５（2023）年度から令和９（2027）年度までの５年間を計画期間とし、進捗状況を把握しながら、社会情勢や町民意識の変化を踏まえ、計画の実効性をより高めるために必要に応じて見直しを行います。

	令和５ (2023) 年度	令和６ (2024) 年度	令和７ (2025) 年度	令和８ (2026) 年度	令和９ (2027) 年度
第３次明和町 男女共同参画基本計画 （５年間）	→	→	→	→	→

４　男女共同参画を取り巻く社会的背景

（１）国際的な動き

国際社会においては、平成 27（2015）年に、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の１つとして、「ジェンダー平等の実現」が掲げられています。

世界中が新型コロナウイルス感染症のパンデミックに見舞われるようになった令和２（2020）年４月には、グテーレス国連事務総長より「全ての政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済を、ＣＯＶＩＤ－19 に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とするよう要請」するとの声明が出されました。

（２）国の動き

国では、男女共同参画に関連して、以下のような法律・計画などが定められています。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」改正（平成 28（2016）年３月公布、平成 29（2017）年１月施行）

マタニティハラスメント（職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせを指す言葉）への予防等についての内容が盛り込まれました。

性犯罪に関する刑法の一部を改正する法律（平成 29（2017）年６月公布、同年７月施行）

これまで女性に限っていた強姦罪（改正後は強制性交等罪）について性別を問わず被害対象者とすることや、親など監護者による子どもへの性的虐待を暴行や脅迫がなくても処罰することなど、110 年ぶりの大幅改正となりました。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」一部改正（令和元（2019）年６月公布、令和２（2020）年４月施行）

この改正法は「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」に含み、児童虐待と密接な関連があるとされるＤＶ（配偶者暴力）の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。

災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～（令和２（2020）年５月決定）

災害時の男女のニーズの差異のほか、性別役割分担意識による影響の違い、避難生活において女性が暴力などのリスクにさらされていることなどを踏まえて取組が進められています。女性を防災・復興の「主体的な担い手」として位置づけることなどが明記されています。

第 5 次男女共同参画基本計画（令和２（2020）年 12 月閣議決定）

2020 年代の可能な限り早期に、指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進めることとしています。

「子ども・子育て支援法」一部改正（令和３（2021）年５月公布・同 10 月施行）

労働者の子育ての支援に積極的に取り組む事業主に対する助成についての条項が新設され、職業生活と家庭生活との両立が図られており、子育て支援と仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた取組がなされています。

「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」一部改正
（令和３（2021）年５月公布、同６月・８月施行）

ＧＰＳを用いるなどの事案を踏まえ、いくつかの規制が新たに加えられました。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正
（令和３（2021）年６月公布・施行）

男女の候補者数の目標設定など、政党その他の政治団体が自主的な取組を行うよう促進するほか、家庭生活との両立支援のための体制整備を行うなど、国・地方公共団体の施策を強化するなどの内容が盛り込まれています。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」一部改正
（令和元（2019）年６月公布、令和４（2022）年４月全面施行）

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績についてと、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績について、公表を義務づける対象を拡大し、労働者数 301 人以上の事業主としました。

「育児・介護休業法」改正（令和４（2022）年４月から段階的に施行）

男性が育児休業を取得しやすくなるよう、事業主に対し育児休業取得状況の公表を義務化するなど規定を強化しました。

令和３（2021）年４月に内閣府より出された「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」によると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響により、女性が社会的・経済的に抑圧・排除され、自殺者数が増加しているといった深刻な状況が明らかになりました。これは、平時においてジェンダー平等・男女共同参画が進んでいなかったことがコロナの影響により顕在化したものであると結論づけられました。

令和４（2022）年６月に閣議決定・公表された「令和４年版男女共同参画白書」では、昭和の時代に典型とされた、＜サラリーマンの夫と専業主婦の妻と子どもから成る家族＞などを前提とした政策から転換すべきだとの見方が示されました。

【共働き世帯数と専業主婦世帯数の推移（昭和 55（1980）～令和３（2021）年　全国)】

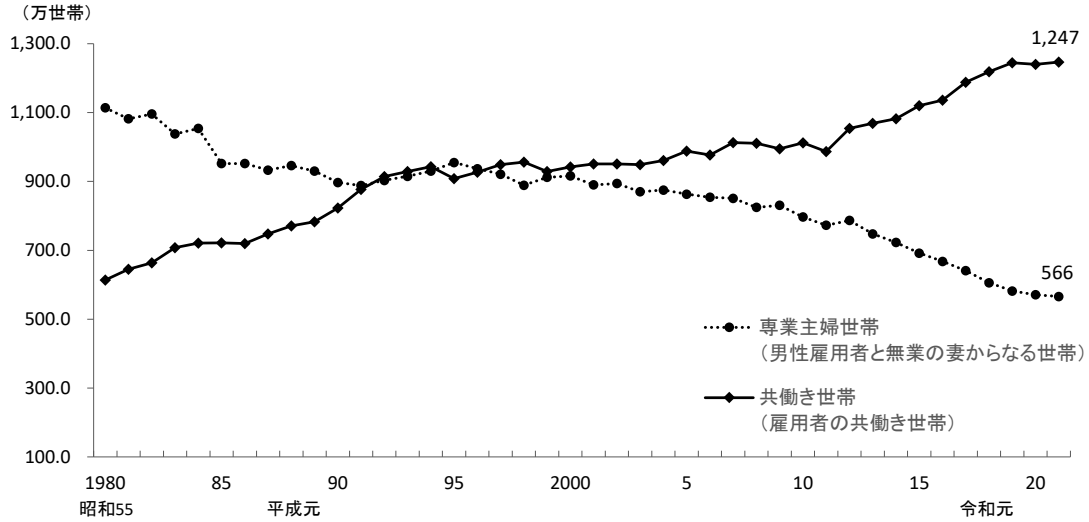

資料：総務省統計局「労働力調査特別調査」、総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

（３）三重県の動き

三重県では、昭和 54（1979）年に県の初めての行動計画である「三重県の婦人対策の方向」を策定した後、昭和 62（1987）年には「みえの第２次行動計画－アイリスプラン」、平成７（1995）年には「みえの男女共同参画推進プラン－アイリス 21」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取組を進めています。

平成 12（2000）年に「三重県男女共同参画推進条例」が制定・公布され、平成 13（2001）年から施行されました。平成 14（2002）年には「三重県男女共同参画基本計画」を策定、施策を総合的かつ計画的に推進する体制を整備しました。

また、平成 24（2012）年に策定した三重県の行動計画「みえ県民力ビジョン」においても、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な取組を重要な施策の１つとして位置づけており、第２次計画、第３次計画へと引き継がれています。

令和３（2021）年４月策定の「第３次三重県男女共同参画基本計画」では、平成 27（2015）年の国連サミットで採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）について言及し、県の取組を国際的な動きと連動するものとして位置づけました。

５　計画の策定体制

男女共同参画に関連する国際的な動きや、国・県の施策、関連法令、明和町の概況について基礎資料をもとに整理し、明和町のまちづくりや男女共同参画に関する課題を抽出しました。

また、現行施策の推進状況、課題等について、庁内関係部署への調査を実施しました。これらの資料を本計画素案に反映し、関係部局において素案の検討を行いました。

第２章　町の現状

１　明和町の現状

（１）明和町の全体像

本町は、三重県のほぼ中央部である伊勢平野の南部に位置し、東は大堀川を境として伊勢市に、西は松阪市、南は玉城町、多気町に接し、北は伊勢湾に面し、約 7.5 kmの海岸線を有しています。

地形は、南部の多気町、玉城町との境界近くは標高 40～50m の丘陵地帯、中央部から北部にかけては平野となっています。気候は、冬は暖かく夏は涼しい東海型気候に属し、全般的に温暖で、四季の変化は快適な風土をかもし出しています。

また、本町は古来より伊勢神宮にゆかりのあった土地で、古代から中世にかけて伊勢神宮を中心とした産業、文化が発達し、織物、焼き物、米などを献納し、その中心となったのが伊勢神宮に仕える斎王の御所「斎宮」であったと文献等に記録されています。

産業については、古くから農業や水産業といった第１次産業を中心に発展してきました。現在でも第１次産業の就業者比率は三重県全体と比較して高く、また、斎宮跡を中心とした観光事業も盛んです。

本町の人口はゆるやかに減少しており、高齢化率は全国・三重県と比較して高くなっていますが、健康寿命（健康で自立して暮らすことができる期間）は県内で常に上位に位置しています。

（２）人口と世帯の状況

本町の人口は、令和２（2020）年現在 22,445 人で、平成 22（2010）年をピークに減少傾向で推移しています。また、老年人口（65 歳以上）の増加と年少人口(0～14 歳)の減少により、少子高齢化が進行しています。一方で世帯数（一般世帯）は増加傾向にあります。

【年齢３区分別人口および一般世帯数推移】

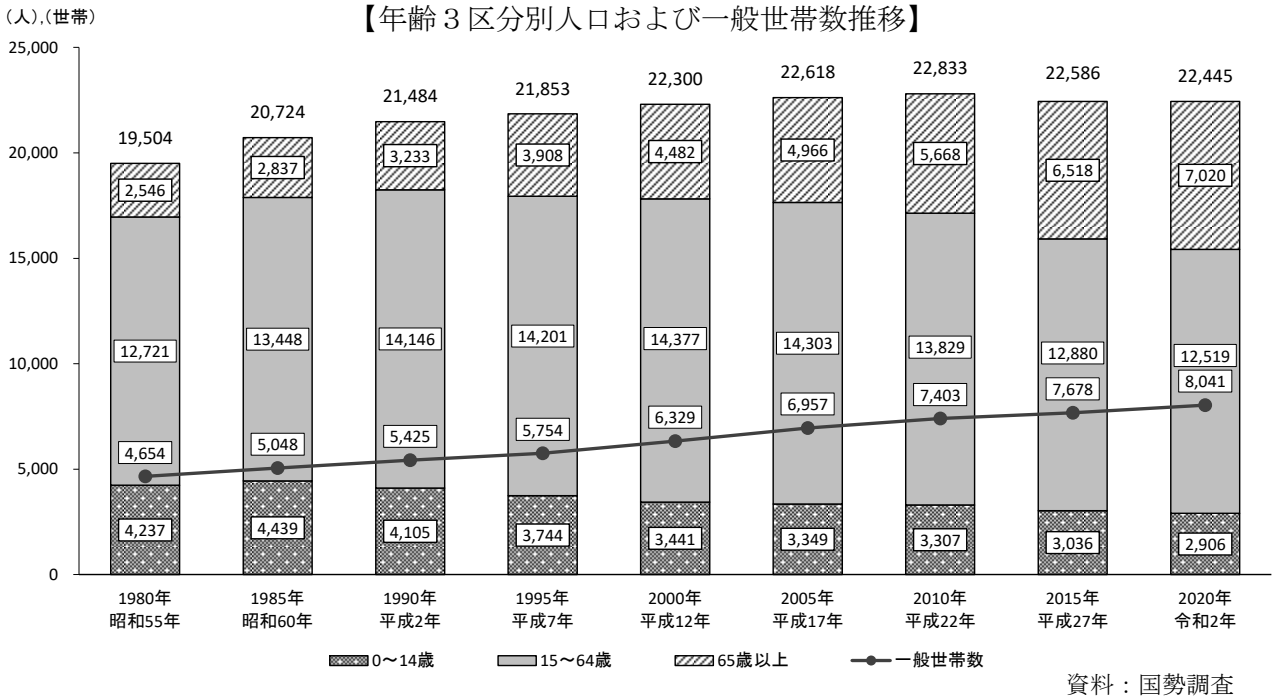

資料：国勢調査

（３）年齢３区分別人口の比較

年少人口（０～14 歳）比率は 13.0％であり、わずかに三重県平均と全国平均を上回っています。一方、65 歳以上の比率（高齢化率）は 31.3％であり、三重県平均の 30.2％、全国平均の 28.7％を上回っています。

【年齢３区分別人口構成比（令和２（2020）年）】

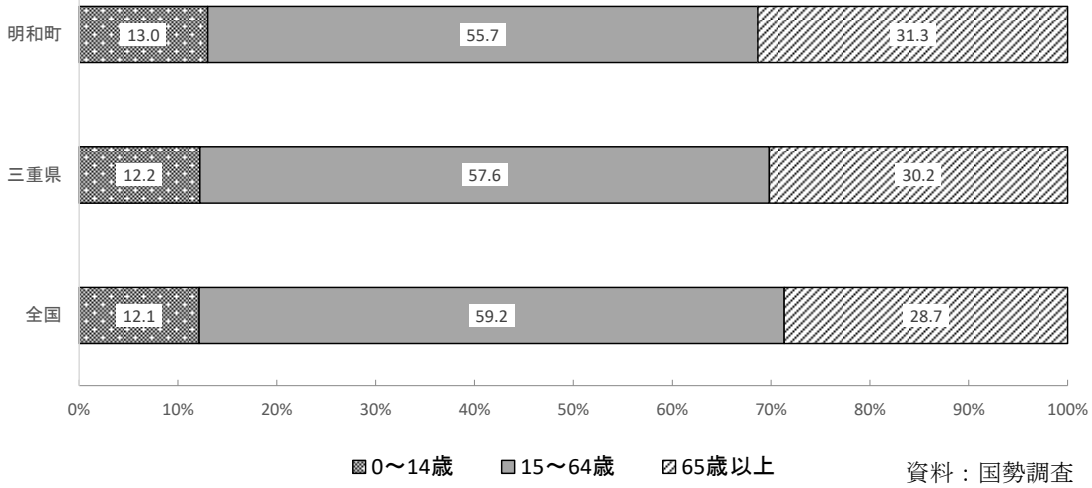

資料：国勢調査

（４）男女別人口の比較

令和２（2020）年 10 月１日現在における明和町の男女別人口構成比は、女性が 52.5%と（男性より 1,113 人多い）、全国・三重県と比較してわずかに女性の割合が高い状況です。

【男女別人口構成比（令和２（2020）年）】

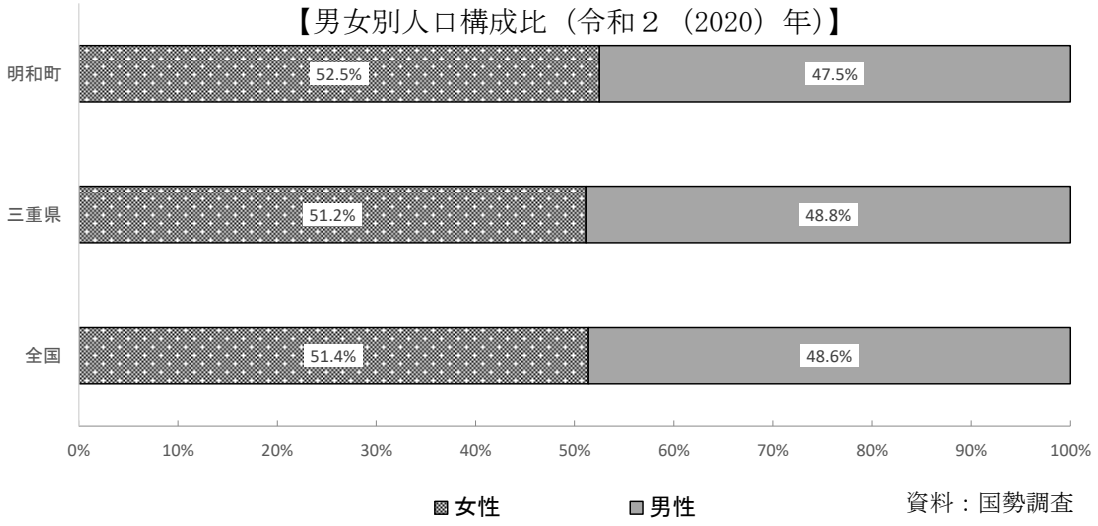

資料：国勢調査

（５）婚姻状況

未既婚者数を年齢別にみると、女性、男性とも、20 歳代後半までは未婚者数が既婚者数を上回っていますが、30 歳代の前半になると大きく逆転することから、この年代が婚姻の中心的年齢層であることがわかります。

【婚姻状況（未婚者数・既婚者数・未婚率）（令和２（2020）年）】

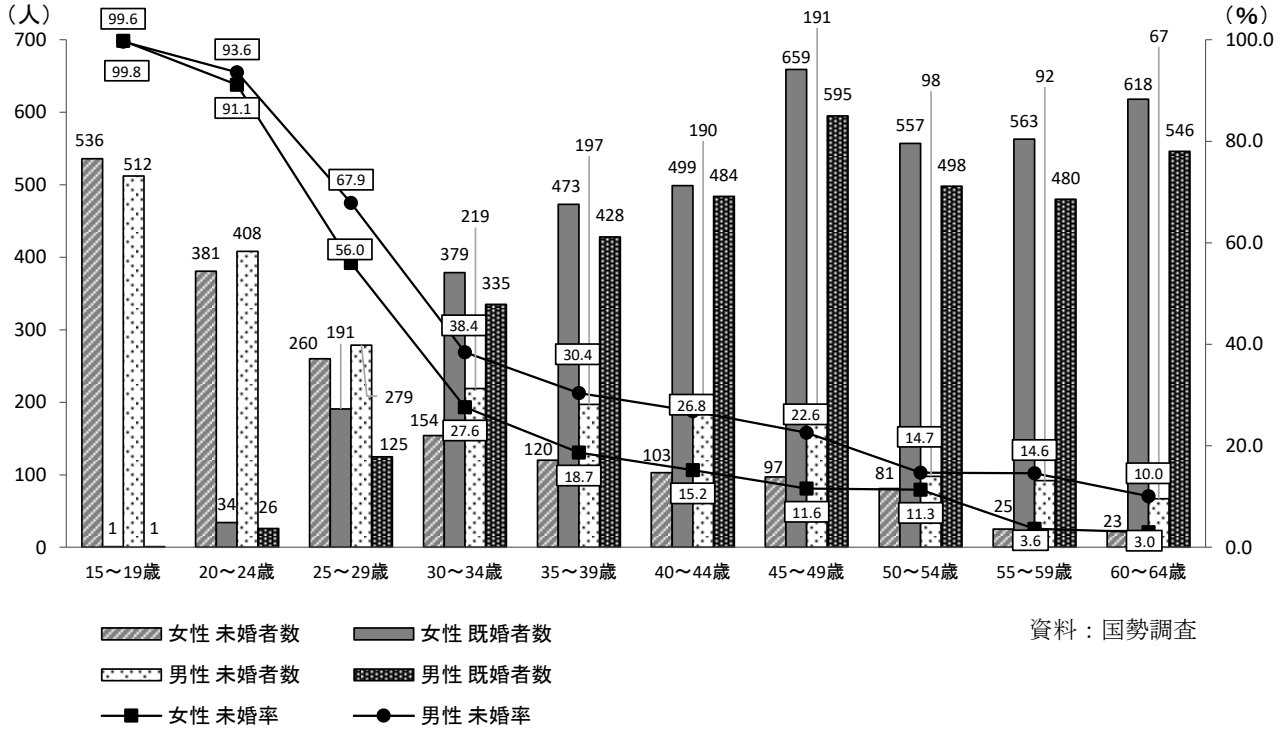

資料：国勢調査

（６）ひとり親世帯の割合

ひとり親世帯については、全国・三重県とほぼ同等の割合となっており、母子世帯の割合が父子世帯を 6.2 ポイント上回っています。

【ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の割合（令和２（2020）年）】

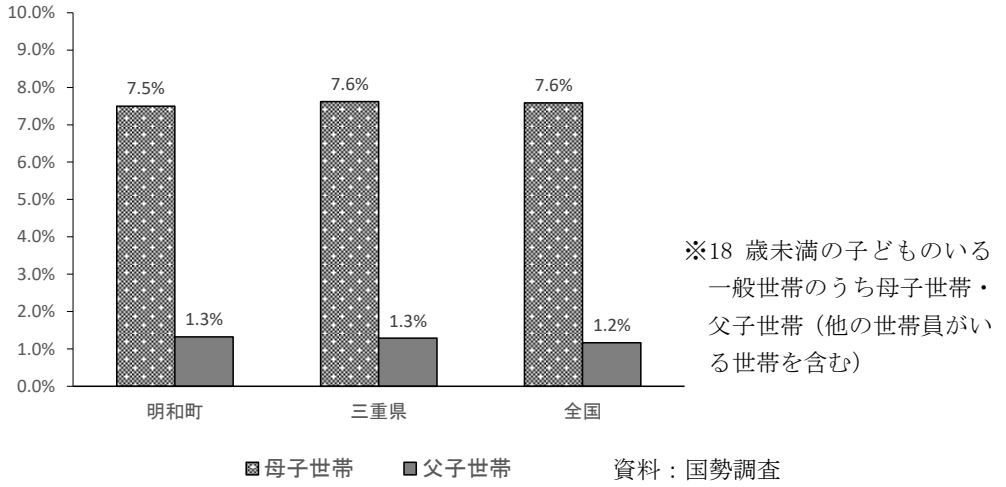

※18 歳未満の子どものいる一般世帯のうち母子世帯・父子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

資料：国勢調査

（７）産業別就業状況

就業状況を産業別・男女別に比較すると、第２次産業は総数が 28.2%と全国を上回り（三重県は 30.7%）、それに伴い男性の第２次産業への就業割合が 39.8%と際立っています（三重県は 42.5%）。

さらに本町においては、第２次産業に就く女性の割合が全国・三重県を上回り、20.1%にのぼっていることが特徴です。

【産業別就業状況　総数・男女別（令和２（2020）年）】

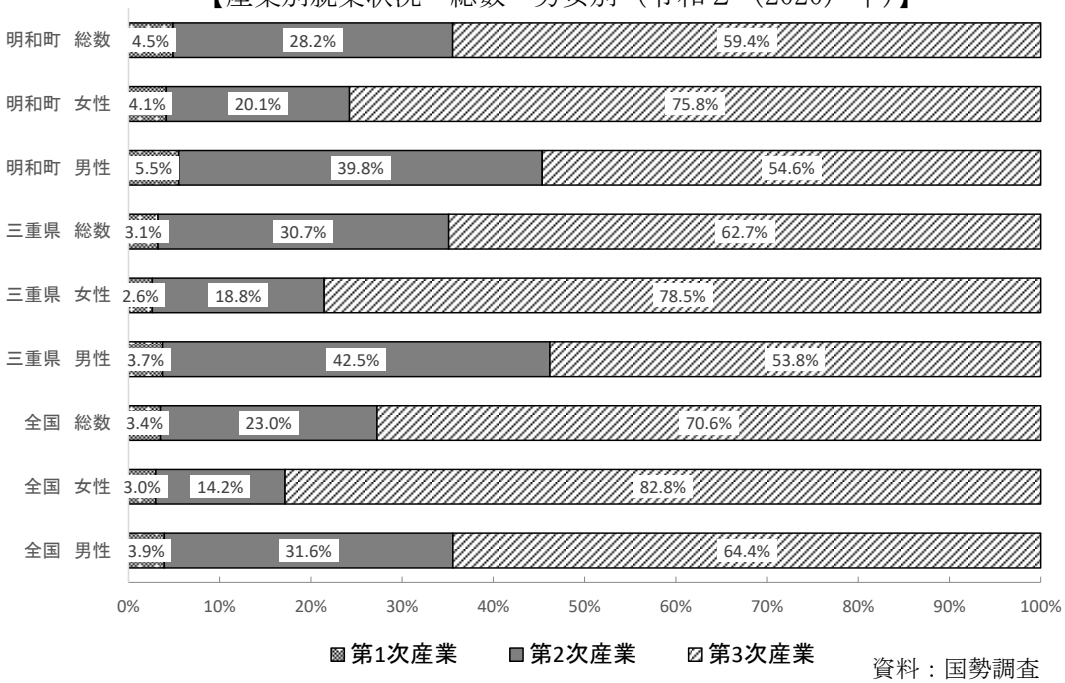

資料：国勢調査

（８）女性の就業状況

女性の年齢層別就業率をみると、30 歳代前半に一旦減少し、その後、再び上昇をみせる「M 字カーブ」の状況にあるものの、20～59 歳にかけて、各年齢層の就業率が県、全国の平均を上回っています。本町では賃金労働に就く女性が比較的多いことを示しています。

【女性の年齢別就業率（令和２（2020）年）】

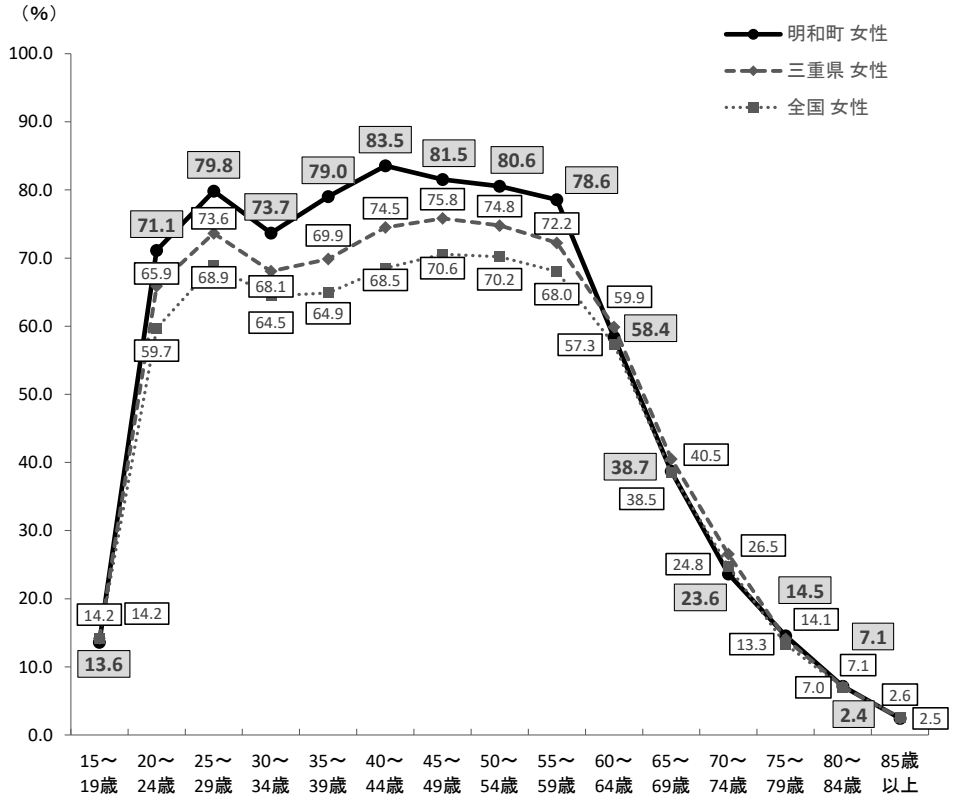

資料：国勢調査

（９）女性の年齢層別就業率の推移

女性の年齢層別就業率を経年の推移でみると、調査年（５年）を経るごとに、各年齢層で概して上昇しています。ただ、30 歳代前半の就業率は、平成 22（2010）年から令和２（2020）年にかけての 10 年間あまり変化がなく、低迷した状態です。

【明和町の女性の年齢別就業率推移（平成 22（2010）年から令和２（2020）年）】

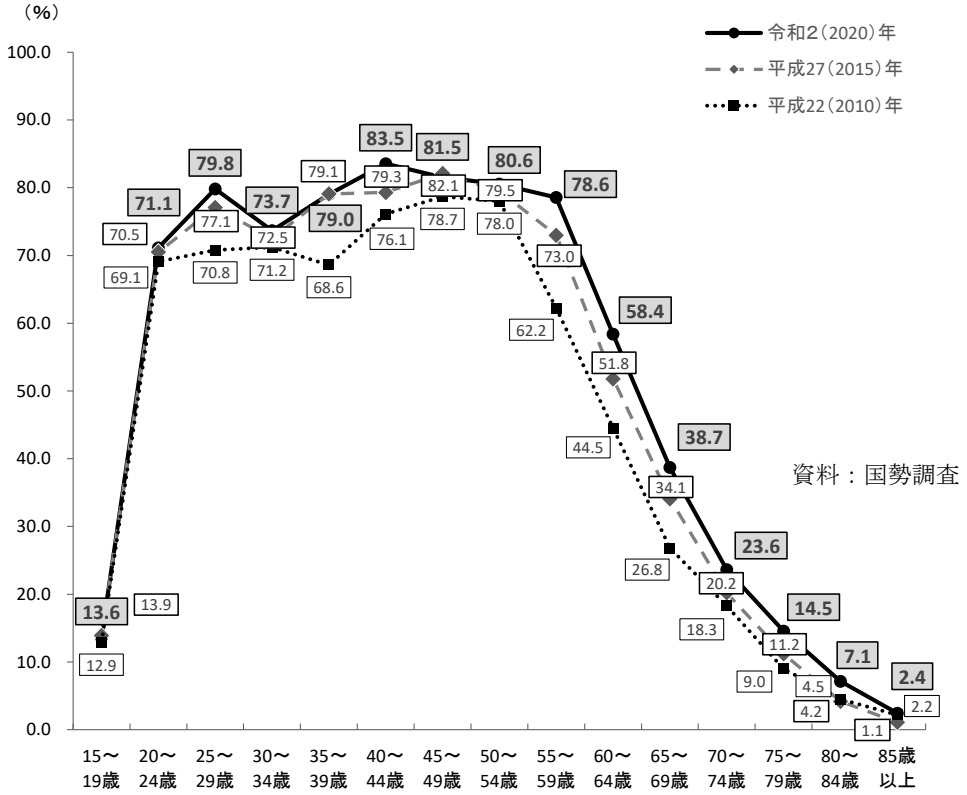

資料：国勢調査

(10) 管理職に占める女性の割合

市区町村公務員の管理職に占める女性の割合は、全国平均が 16.8%、三重県平均が 20.6%と、男女共同参画とは程遠い状況です。明和町は 6.7%と、さらに低い数字が出ています。

【管理職に占める女性の割合（市区町村公務員）】

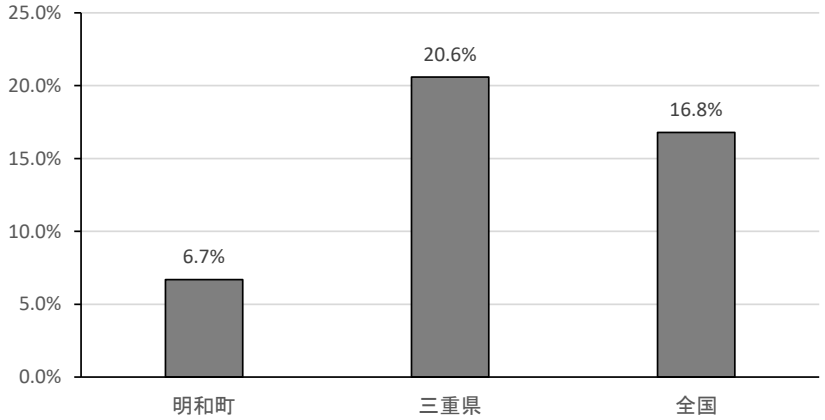

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（原則令和２（2020）年４月１日現在）

（11）雇用者の男女別正規比率

雇用者の正規比率を男女別にみると、男性は 82.3％ですが、女性は 45.9％と低く、県平均よりやや高いものの、全国平均を下回っています。

【雇用者の男女別正規比率（令和２（2020）年）】

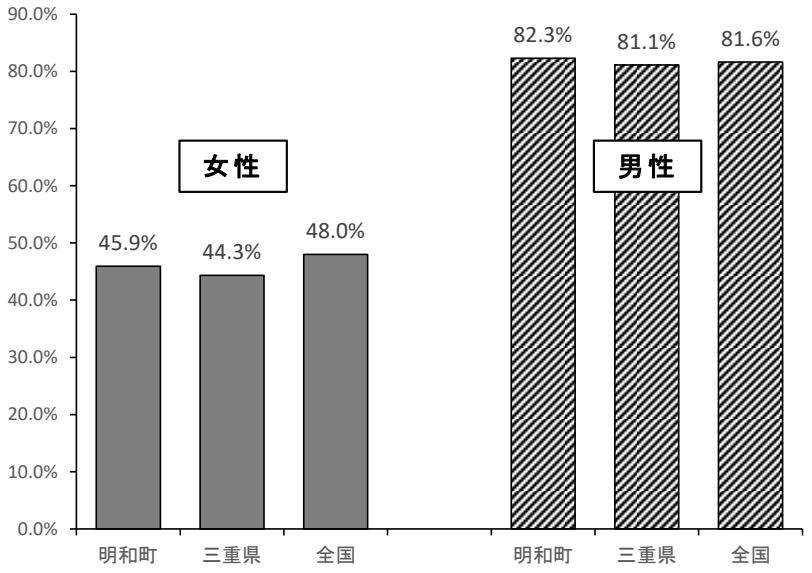

資料：国勢調査

（12）男性の育児休業取得率

明和町における男性の育児休業取得率は、令和２（2020）年の実績では０％となっています。

【男性の育児休業取得率（市区町村公務員）（令和２（2020）年）】

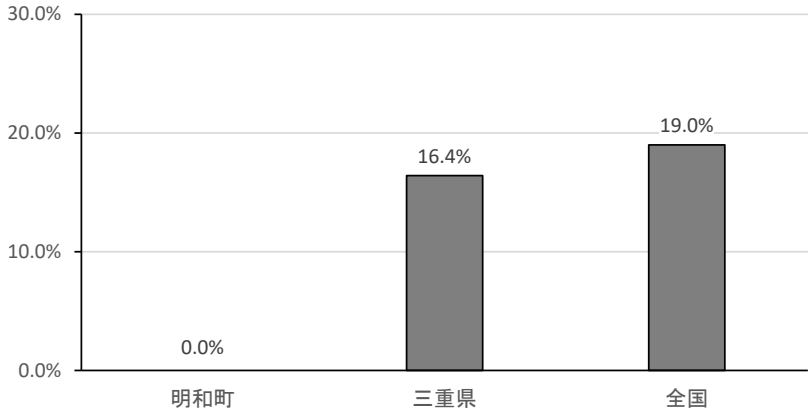

※育児休業取得率とは、育児休業取得者数を、
配偶者が出産した職員数で割ったもの

資料：総務省　地方公共団体の勤務条件等に関する調査
（令和２（2020）年 12 月 27 日時点公表の最新値）

（13）政策・方針決定過程における女性の参画の状況

審議会委員に占める女性の割合では、明和町は全国、三重県の平均を下回っていますが、市区町村議会議員においては上回っています。しかし、いずれも 30%に届かない数字で、女性の政策・方針決定過程における女性の参画の状況としては低水準となっています。

【審議会委員に占める女性の割合】

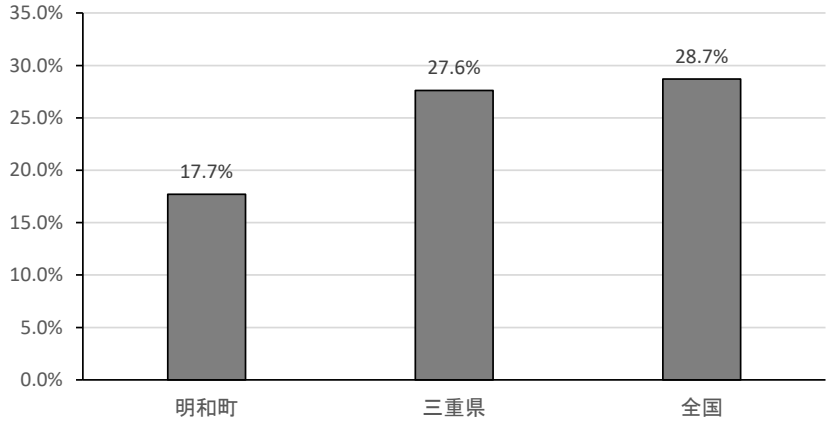

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和２（2020）年４月１日現在）

【市区町村議会議員に占める女性の割合】

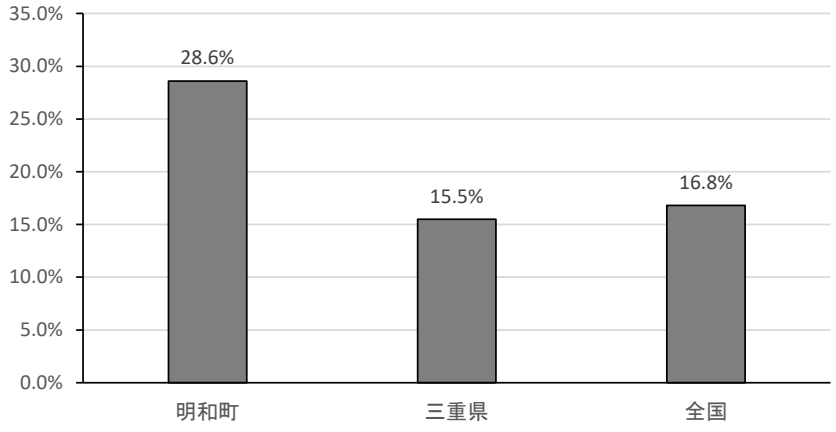

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和２（2020）年４月１日現在）

２　現状からみえる計画課題の整理

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（男女共同参画社会基本法第２条）です。

男女共同参画は、常に人権の観点で考えなければなりません。職場・家庭・地域においてあらゆる差別を許してはならず、本計画は、ジェンダーの側面から明和町の現状を明らかにし、課題を整理することで、全ての人が幸せを享受できる明和町を目指すものです。

ひとり親の母子・父子世帯割合を比較すると、多くの割合が母子世帯となっています。また、雇用者の男女別正規比率では、女性の正規比率は男性を大きく下回っています。さらに、全国の正社員・正職員の男女別年齢階級別賃金をみると、女性の賃金が男性よりも低くなっています。

これは、育児が女性のものとされる一方で、社会的・経済的な面で女性が不利な状況に置かれていることを示しているといえます。このような状況を放置することで、女性はもとより、子どもの貧困など二次的な被害をもたらします。

女性の就業状況については、明和町は 20～59 歳にかけて県や全国の平均を上回っていますが、30 代前半の子育て期に一旦減少する「M字カーブ」があり、この年代の就業率は平成 22（2010）年から令和２（2020）年にかけての 10 年間、ほとんど上昇していません。また、就業している女性についても、低賃金や非正規雇用の割合が高いことを勘案すると、経済的に自立している女性は多くないと考えられます。

一方、男性の育児休業取得率（市区町村公務員）をみると、令和２（2020）年の実績で全国・三重県とも 20%に届かず、明和町においては０％となっています。男性は仕事、女性は家庭といった性別役割分担意識が家庭や職場に根強く、また、制度の整備の遅れから、男性の育児休業を希望する家庭があっても職場が対応できない事態が起きていると考えられます。

ＤＶや性暴力に対する認知も、少しずつ広がってはきたものの、さらに自治体等が様々な媒体を駆使して相談窓口ほか救済の間口を拡大する工夫が必要です。

男女共同参画を推し進めるには、意識・制度両面での改革が必要となります。そのためには、制度や方針を決定する立場である職場の管理職や政治分野において、男女比率の格差を是正することが不可欠といえます。

第３章　計画の基本的考え方

１　基本理念

本計画では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会（男女共同参画社会基本法第２条）」の形成を目指します。

国際社会においては、「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の１つとして、「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、今後ますます社会的・経済的な面等で男女の格差の是正が進んでいくことと思われます。

これらの時代の潮流を踏まえて、本町では、「男女がともに輝き、いきいきと暮らせる社会」を基本理念に掲げ、男女共同参画について町民全体の課題として施策を推進します。

基本理念

男女がともに輝き、いきいきと暮らせる社会

３つの基本目標

１　あらゆる分野における女性の活躍

２　健やかに安心して暮らせる社会づくり

３　全ての世代における男女共同参画意識の醸成

２　持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた施策の推進

平成 27（2015）年９月に開催された国連サミットにおいて、世界が令和 12（2030）年までに達成すべき、貧困や飢餓の根絶、ジェンダーの平等、再生可能エネルギーの利用、気候変動への対策など、「誰一人取り残さない」をスローガンとする「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」が採択されました。

ＳＤＧｓの 17 の目標のうち、目標５で「ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。「ジェンダー平等の実現」とは、「男性はこうあるべき、女性はこうあるべき」とされている先入観が生み出す、性別に基づく偏見や差別を解消し、家庭や社会の中における男女の格差を是正するとともに、男女問わず全ての人が自らの能力を最大限発揮するための機会が与えられる社会を実現していくことです。

ＳＤＧｓの考え方は、本計画の基本理念や目標と考え方を共有するものであることから、本町においてもＳＤＧｓの考え方に配慮し、施策を推進します。

3　施策の体系

基本目標	施策の方向	主要施策
基本目標１ あらゆる分野における女性の活躍	（１）女性の活躍推進	①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組の実施
		②男女雇用機会均等の推進
	（２）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	③働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備
		④仕事と子育てとの両立
		⑤退職後の再就職・起業等の支援
	（３）政策・方針決定過程への女性の参画促進	⑥政策・方針決定過程への女性の参画推進
		⑦職員のキャリア形成の支援
基本目標２ 健やかに安心して暮らせる社会づくり	（１）生涯を通じた男女の健康支援	⑧健康対策の推進
		⑨子どもの保健・医療の推進
	（２）あらゆる暴力の根絶	⑩啓発活動等の推進
		⑪暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進
	（３）様々な困難を抱える人への支援	⑫様々な困難を抱える人々の課題解決のための支援強化
基本目標３ 全ての世代における男女共同参画意識の醸成	（１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発	⑬子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進
	（２）男女共同参画意識の醸成	⑭理解を広げる取組の推進
		⑮多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保
		⑯男性の男女共同参画への意識改革
	（３）地域における男女共同参画の促進	⑰地域づくりにおける男女共同参画の推進
		⑱防災・安全分野における男女共同参画の推進
		⑲多文化共生の推進

各　論

第４章　分野別の施策

基本目標１　あらゆる分野における女性の活躍

現状と課題
国では、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を重要課題としています。 しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会・経済状況の変化は、特に女性へ深刻な影響をもたらしており、社会的・政治的・経済的システムにおける女性の脆弱性（女性の就業が多いサービス業の不況等）を露呈させました。 本町の雇用者の正規比率（令和２（2020）年）をみると、男性は 82.3％ですが、女性は 45.9％と低く、県平均を上回っている（44.3％）ものの、まだまだバランスが取れているとは言い難く、対策が必要となっています。また、雇用対策とあわせて、安心して女性が働くことができる環境を整備するため、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理についての啓発や妊娠・出産・育児によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、環境整備を引き続き図ることが重要です。 また、政策・方針決定過程への女性の参画の状況では、審議会委員に占める女性の割合（令和２（2020）年 17.7％）が全国・県平均を下回るなど低水準となっており、政策・方針決定過程へのさらなる女性の参画への取組が必要です。 さらに、本町における男性の育児休業取得率は、令和２（2020）年の実績で０％となっており、男性の長時間労働をはじめ、家事・育児への参画意識を高めることも今後の課題となっています。

目指す姿	・安心して女性が働くことができる環境を整備するため、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理についての啓発や妊娠・出産・育児によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、人材育成や能力開発等への取組促進に向けた情報提供等を行います。 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を進めて、働きたい男女が就業し、育児・介護等をしながら就業を継続することができる環境づくりを目指します。 ・政策立案、行政運営、地域活動、産業活動等に新たな発想・価値観を取り入れていく仕組みづくりを進めるとともに、女性職員の採用、管理職等への登用状況を定期的にホームページ等で公表します。

【目標指標】

指標	現状値	目標値 令和９（2027） 年度	主な担当課
地方自治法第 180 条の５に基づく委員会、地方自治法第 202 条の３に基づく審議会等における女性比率	17.7% 令和２（2020） 年度	30.0%	生活環境課 各関係課

【施策体系】

施策の方向	主要施策
（１）女性の活躍推進	①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組の実施
	②男女雇用機会均等の推進
（２）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進	③働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備
	④仕事と子育てとの両立
	⑤退職後の再就職・起業等の支援
（３）政策・方針決定過程への女性の参画促進	⑥政策・方針決定過程への女性の参画推進
	⑦職員のキャリア形成の支援

（１）女性の活躍推進

具体的施策	内容	主な担当課
①女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく取組の実施	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条に基づき、「町域における女性の活躍の推進に関する推進計画」を一体のものとして策定し、本計画に基づき、取組を進めます。	生活環境課
	○女性活躍推進法第８条に基づく、一般事業主行動計画の策定について、県機関とも連携しながら、労働者数 300 人以下の企業にも広がるよう、一般事業主行動計画の策定を呼び掛けます。	産業振興課 生活環境課
②男女雇用機会均等の推進	○男女が均等な雇用機会を得て、均等な待遇を受け、個人としての能力が発揮できるよう、男女雇用機会均等法のより一層の周知と啓発を行います。	産業振興課 生活環境課
	○女性が働きながら安心して出産できる環境を整備するため、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理について啓発を行います。また、妊娠・出産・育児によりキャリアを中断することなく働き続けられるよう、人材育成や能力開発等への取組促進に向けた啓発や情報提供を行い、女性労働者が不利益を受けないよう、事業主、働く人等へ啓発を行います。	産業振興課 生活環境課

（２）男性中心型の働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進

具体的施策	内容	主な担当課
③働き方の見直しと働き続けやすい職場環境の整備	○事業主や働く人に対し、育児・介護休業制度等の周知と利用促進に向けた啓発を行います。また、仕事と子育ての両立が図れるよう、先進的な取組を紹介するなどして、働き続けやすい職場環境づくりを促進します。	産業振興課
	○働く人が男女ともに仕事と家庭や地域活動とをバランスよく両立させ、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、企業・事業所等に対して、働き続けやすい職場環境づくりのための啓発等を行います。	産業振興課
	○農業・漁業等における従業者の実態把握や仕事と生活の調和の普及に努めるとともに、仕事と育児や介護との両立を支援するため、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。	産業振興課
④仕事と子育てとの両立	○放課後児童クラブ、児童センター等の既存資源の活用などにより、放課後等の安全で安心な子どもの居場所づくりを推進します。	こども課
	○子育ての悩みなどに関する様々な相談に対応するため、福祉、保健・医療、教育等の専門機関が地域の関係機関と連携・協働しながら、効果的、総合的な相談支援を推進します。また、子育て支援センター、多気郡地域児童発達支援センター、保育所、幼稚園、こども園、学校などの各機関と、町民に身近なＮＰＯ、ボランティアが連携し、地域で気軽に相談できる多様な相談窓口の整備を進めます。	健康あゆみ課 こども課
⑤退職後の再就職・起業等の支援	○出産、育児のために、一旦、仕事を辞めた女性の再就職を支援するため、国・県が行う職業訓練や相談、自己啓発・能力開発のための講習、研修などの情報提供を進めます。	産業振興課

（３）政策・方針決定過程への女性の参画促進

具体的施策	内容	主な担当課
⑥政策･方針決定過程への女性の参画推進	○審議会等委員への女性の登用を進めるため、先進的な取組を調査研究し、登用を促進するための有効な手法について庁内横断的に検討を行います。	関係各課
	○自治会、ＰＴＡ、ＮＰＯなど地域で活動する各種団体において、方針決定の場へ女性の参画が進むよう啓発を行います。	生活環境課
⑦職員のキャリア形成の支援	○職員の能力開発を図るため、職員のキャリア形成を支援し、男女ともに働きやすい職場環境づくりにつながる研修の充実と人材の計画的育成を実施します。	総務防災課
	○女性職員の採用、管理職等への登用状況を定期的に公表します。	総務防災課

基本目標２　健やかに安心して暮らせる社会づくり

現状と課題
本町では、少子高齢化の進行と高齢者世帯や核家族等も増加しており、また、ひとり親世帯等も一定数ある状況です。このような中、誰もが安心して暮らせる社会環境にするためには、男女がともに健康づくりを進める環境の整備を図るだけではなく、高齢者・障がい者も含め、積極的な社会参画を促進し、安心して日常生活を送ることができるよう社会環境の整備を図ることが重要です。 健康ひろばや出前講座等において生活習慣病予防、バランスの取れた食生活、体力づくりを支援するための教室を実施していますが、参加者は女性の比率が高く、男性に対する健康への意識づくりが課題となっています。 新型コロナウイルス感染症の拡大により、コロナ禍の生活の中でのストレス、外出自粛による在宅時間の増加等によってＤＶの相談件数が全国的に増加しており、女性に対する暴力の増加が懸念されています。関係機関等と連携し、配偶者等からの暴力等の防止啓発や相談体制の充実を図ることが重要です。

目指す姿	・性別や年齢を問わず、心身の健康づくり対策に積極的に取り組み、子どもから高齢者まで生涯を通じた健康の保持増進を図ります。 ・「子ども家庭総合支援拠点」を整備し、職員を対象とした虐待防止研修の実施や保護者を対象とした虐待防止のチラシを配布するなど周知を図ります。 ・女性や子どもに対するあらゆる暴力は重大な人権侵害であり、ＳＮＳなどのインターネット上のコミュニケーションツールを利用した暴力などが多様化する傾向にあるため、引き続き県と協力して迅速かつ的確な対応を目指します。 ・子どもや障がい者、高齢者の介護などライフステージに応じた支援や、生活保護・生活困窮等の経済的問題等、様々な問題に対し、安心して相談を受けられる総合相談窓口体制を強化します。 ・性的マイノリティ（社会的少数者）の人権について町民の理解が深まるよう、ＬＧＢＴに関するパンフレットの配布やＬＧＢＴに関する啓発ビデオの貸出を行います。

【目標指標】

指標	現状値	目標値 令和９（2027） 年度	主な担当課
乳がん検診受診率	13.1% 令和３（2021） 年度	20.0%	健康あゆみ課
子宮がん検診受診率	12.4% 令和３（2021） 年度	20.0%	健康あゆみ課
大腸がん検診受診率	11.4% 令和３（2021） 年度	20.0%	健康あゆみ課

【施策体系】

施策の方向	主要施策
（１）生涯を通じた男女の健康支援	⑧健康対策の推進
	⑨子どもの保健・医療の推進
（２）あらゆる暴力の根絶	⑩啓発活動等の推進
	⑪暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進
（３）様々な困難を抱える人への支援	⑫様々な困難を抱える人々の課題解決のための支援強化

（１）生涯を通じた男女の健康支援

具体的施策	内容	主な担当課
⑧健康対策の推進	○男女・年齢を問わず心身の健康づくり対策に積極的に取り組み、生涯を通じた健康の保持増進を図ります。また、子宮がん、乳がん検診の受診促進を図ります。	健康あゆみ課
	○安心安全に子どもを産み育てることができるよう関係機関と連携を図り、支援体制を構築していきます。	健康あゆみ課
⑨子どもの保健・医療の推進	○相談窓口の体制強化を図り、児童虐待防止の取組を進めます。	健康あゆみ課
	○自らの身体と相手の身体について正しい理解を深め、性に関する適切な態度や行動の選択ができるよう、発達段階に応じた「性に関する指導」を実施します。	教育課
	○飲酒や薬物使用防止についての広報啓発活動を推進します。	教育課

（２）あらゆる暴力の根絶

具体的施策	内容	主な担当課
⑩啓発活動の推進	○配偶者等からの暴力（ＤＶ）防止啓発や、女性に対するあらゆる暴力について、関係機関等と連携し、相談体制の充実や周知等の取組を進めます。	健康あゆみ課
⑪暴力を許さない社会の形成に向けた取組の推進	○職場におけるセクシュアルハラスメント（職場などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと）、パワーハラスメント（同じ職場で働く者に対して、職場内の優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為）、モラルハラスメント（モラル“道徳”による精神的な暴力、嫌がらせ）、マタニティ・パタニティハラスメントに対する認識と理解を深めるため、啓発活動を強化します。	総務防災課 生活環境課 産業振興課

（３）様々な困難を抱える人への支援

具体的施策	内容	主な担当課
⑫困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化	○子ども・子育てや障がい者、高齢者、介護などライフステージに応じた支援や、生活保護・生活困窮等の経済的問題等、様々な問題に対し、安心して相談を受けられる総合相談窓口体制の強化を進めます。	健康あゆみ課
	○高齢者が尊厳を保ち、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、在宅医療と介護の連携強化、認知症施策の充実、生活支援・介護予防施策など、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。	健康あゆみ課
	○全ての人が、年齢や性別、身体的特徴等に制限されず、生きがいを持って働くことができるよう、就業機会の拡大と就業率の向上を図ります。	産業振興課
	○障がい者が地域の中で安心して生活できるよう、福祉サービスや就労支援の充実を図ります。	健康あゆみ課
	○性的マイノリティ（社会的少数者）の人権について町民の理解が深まるよう、人権教育・啓発に取り組みます。	生活環境課 教育課

具体的施策	内容	主な担当課
⑫困難な状況を抱える人々の課題解決のための支援の強化	○障がいがあること、在住外国人であること等により困難な状況に置かれていることに加え、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意して総合的な相談体制を確保します。	生活環境課 関係各課

基本目標３　全ての世代における男女共同参画意識の醸成

現状と課題
男女共同参画社会を実現していく上で、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識や性差に関する偏見は、いまだに大きな課題です。 「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識を解消し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を図るための広報・啓発活動をさらに推進していく必要があります。 また、男性の仕事と育児の両立のための職場環境改善を促進する取組を進め、男性も育児休業を取得しやすい社会の実現を目指すことは、女性の育児の負担を是正することにつながります。 子どもの成長段階に応じ男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進することが、将来の男女共同参画社会の実現に不可欠であることから、子どもたち自身が男女共同参画について主体的に学び、考え、行動する姿勢を育むことを学校教育全体で進めていくことが課題です。

目指す姿	・道徳をはじめとする各教科や日常の学校生活において、子どもの心と体の成長に伴い、男女共同参画の視点を取り入れた教育を実践します。 ・次世代を担う子どもたちが男女共同参画への理解を深め、将来を見通した自己形成ができるよう子どもの頃から男女がともに対等な存在であるという意識の形成を目指します。 ・人々の意識に形成された固定的な性別役割分担意識を解消していくことや、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していくことが重要であり、理解を深めるための教育や啓発活動を進めます。 ・地域活動が男性だけ、または女性だけに偏って行われるなど、性別や年齢等により役割が固定化されることがないよう、地域の活動に男女ともに多様な年齢層の参画を促進します。また、防災訓練や地域防災懇談会、自主防災リーダー研修会等で多くの女性が参加していけるよう努め、男女のニーズの違い、女性の視点の把握に努めます。

【目標指標】

指標	現状値	目標値 令和９（2027） 年度	主な担当課
町広報紙への啓発記事の掲載回数	２回 令和４（2022） 年度	４回	生活環境課
男女共同参画に関する講演会・講座などの実施回数	３回 令和４（2022） 年度	３回	生活環境課
男女共同参画に関する講演会・講座などの参加人数	150 人 令和４（2022） 年度	170 人	生活環境課

【施策体系】

施策の方向	主要施策
（１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発	⑬子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進
（２）男女共同参画意識の醸成	⑭理解を広げる取組の推進
	⑮多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保
	⑯男性の男女共同参画への意識改革
（３）地域における男女共同参画の促進	⑰地域づくりにおける男女共同参画の推進
	⑱防災・安全分野における男女共同参画の推進
	⑲多文化共生の推進

（１）子どもの頃からの男女共同参画意識の啓発

具体的施策	内容	主な担当課
⑬子どもの頃からの男女共同参画意識の理解の促進	○子どもの成長段階に応じ男女共同参画の視点を取り入れた教育を推進します。	教育課
	○学校での教科指導、生徒指導、進路指導など、学校教育全体を通じて、男女の役割についての固定的な考え方に縛られず、子どもたち自身が主体的に学び、考え、行動する姿勢を育みます。	教育課
	○子どもが健全に育つため、学校教育をはじめとした様々な場面におけるメディア・リテラシー（情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力）向上の取組を進めます。	教育課
	○学校行事やＰＴＡ活動、また、発行物・掲示物などを通じ保護者や地域の人に対し男女共同参画の理念の普及に努めます。	教育課

（２）男女共同参画意識の醸成

具体的施策	内容	主な担当課
⑭理解を広げる取組の推進	○町民一人ひとりが男女共同参画を自分自身にかかわる切実な問題として捉え、理解を深めることができる取組を進めます。	生活環境課
	○多様な機会を通じて、啓発活動を進めます。また、先進的な取組や様々な分野で活躍する女性の紹介など、工夫をしつつ効果的な啓発活動を行います。	生活環境課
⑮多様な選択を可能とする教育・学習機会の確保	○男女の学習機会の充実を図るため、講座等について、性別や年齢などにかかわらず、誰もが利用しやすいように配慮します。	生活環境課 教育課
	○多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応した生涯にわたる学習機会を充実させます。	教育課
⑯男性の男女共同参画への意識改革	○男性の家事や育児等への参画を促進するため、長時間労働等の働き方の見直しや労働時間の短縮などについて、広報・啓発を行います。	産業振興課 生活環境課
	○固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男性が家庭や地域生活へ積極的に参加することを促す効果的な啓発に取り組みます。	健康あゆみ課

（３）地域における男女共同参画の促進

具体的施策	内容	主な担当課
⑰地域づくりにおける男女共同参画の推進	○子どもの安全対策や健康づくり、地域の福祉の互助的な活動など、地域の課題を地域の男女が協働で解決していく「地域力」の向上を目指した取組を促進します。	生活環境課
	○明和町男女（みんな）の連絡会や地域における男女共同参画の取組について情報発信するとともに、その活動を支援します。	生活環境課
⑱防災･安全分野における男女共同参画の推進	○防犯活動、交通安全活動等の地域活動に、男女ともに、多様な年齢層の参画が促進されるよう、情報提供を行います。	総務防災課
	○被災時やその後の復旧・復興時に生じる女性をめぐる諸問題の発生を防ぐため、「明和町地域防災計画」及び各種マニュアルなどにおいて、男女のニーズの違いを反映した防災対策を推進します。また、女性の視点を取り入れた自主防災組織の育成に努めます。	総務防災課
⑲多文化共生の推進	○外国人との交流活動や町民の国際理解を深める活動を支援します。	教育課 生活環境課

第５章　計画の推進体制

１　住民の参画と協働

計画の推進に当たっては、庁内関係部局との連携の強化を図るとともに、住民、地域活動団体、事業所などと連携・協力して全庁的・総合的に取り組みます。

男女共同参画の推進を阻害する性別による差別的な人権侵害についての相談や、推進に関する施策の苦情などに対応するための体制づくりを推進します。

国・県及び関係機関との連携に努めるとともに、他市町との情報交換などを行い、連携を深めます。

２　施策の評価・検証

男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行えるように、推進体制の構築・充実を図ります。

町における関連する計画、施策との整合性を保ち、総合的な施策展開に努めます。明和町男女共同参画推進委員会による計画のＰＤＣＡサイクルによる進捗状況の確認と検証、公表などを行うことで、各施策の効果的な推進に努めます。

国や県の動向についての情報収集に努め、計画期間中の社会情勢の変化に対応した新たな施策についても実施状況の把握、進行管理の対象とします。

【計画のＰＤＣＡサイクル】

資　料　編

資料編

１　明和町男女共同参画推進条例

（目的）

第１条　この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町民、事業者及び町の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、町民、事業者及び町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に自らの意思によって参画し、ともに責任を担うことをいう。

（基本理念）

第３条　町民、事業者及び町は、「男女がともに輝き、いきいきと暮らせる社会」を基本理念として男女共同参画を推進する。

（町の責務）

第４条　町は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するものとする。

２　町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、町民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めるものとする。

（町民の役割）

第５条　町民は、基本理念に基づき男女共同参画社会についての意識を高め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる場において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第６条　事業者は、基本理念に基づき男女共同参画社会についての意識を高め、その事業活動において、男女が共同して参画する機会を確保するとともに、職業生活における活動、家庭生活における活動及び地域等における活動を両立することができる職場の実現に取り組み、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（性別等による権利侵害の禁止）

第７条　性自認に関わらず全ての人は、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により、互いに人間としての尊厳を損なうことのないようにしなければならない。

（１）　性別等による差別的な扱い

（２）　ドメスティック・バイオレンス

（３）　セクシュアル・ハラスメント

（４）　その他性別等による権利侵害に係る行為

（基本計画の策定）

第８条　町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画を策定するものとする。

２　町長は、基本計画の策定に当たっては、町民及び事業者の意見が反映されるように努めるものとする。

３　町長は、基本計画を策定したときは、議会に報告するとともに、町民及び事業者に周知し、理解及び協力を促すものとする。

（啓発活動）

第９条　町は、男女共同参画社会の高揚を図るため、国、県及び関係団体等との連携を深め、必要な啓発活動に努めるものとする。

（相談及び苦情への対応）

第１０条　町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について相談及び苦情の申出があったときは、適切に対応するよう努めるものとする。

（委任）

第１１条　この条例の施行に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、令和５年１月１日から施行する。

２　明和町男女共同参画推進委員会設置要綱

平成 25 年３月２１日告示第 22 号
平成 29 年４月　１日告示第 56 号

明和町男女共同参画推進委員会設置要綱

（目的及び設置）

第１条　明和町における男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画に関する施策の総合的な推進を図るため、明和町男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会の所轄事務は、次のとおりとする。

（１）　男女共同参画に関する計画の策定及び施策の総合的な推進に関すること。

（２）　明和町男女共同参画基本計画の進捗状況及び成果の評価に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の推進に関し、町長が必要と認めた事項

（組織）

第３条　委員会は、委員 15 名以内で組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　各種関係団体から推薦された者

（２）　自治会の代表者

（３）　識見を有する者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任は妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　委員会に会長、副会長各１名を置き、委員の互選によりこれを選出する。

２　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　委員会は、必要に応じて、町の関係機関又は専門の知識経験者の意見を聴取することができる。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、人権生活環境課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定めるものとする。

附　則

（施行期日）

この告示は、平成 25 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年４月１日告示第 56 号）

この告示は、平成 29 年４月１日から施行する。

３　明和町男女共同参画推進委員会委員名簿

（順不同・敬称略）

役員氏名	所属等	備考
土谷　長子	皇學館大学教育学部教育学科准教授	委員長
綿民　和子	識見を有するもの（教育厚生常任委員会委員長）	
濱口　幸世	明和町社会福祉協議会職員	
佐久間　和人	上御糸小学校長	
吉原　知里	斎宮小学校ＰＴＡ副会長	
田端　真美	人権擁護委員	
世古口　文子	明和町男女（みんな）の連絡会会長	副委員長
永島　せい子	アイリス明和代表	
阪井　千浩	明和町商工会事務局長	
尾家　良美	多気郡農業協同組合非常勤理事	
福来　次郎	下御糸地区自治会長代表	
濱口　修次	斎宮地区自治会長代表	

４　男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法
（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）
改正　平成十一年　七月　十六日法律第百二号
同十一年十二月二十二日同第百六十号

目　次

前文
第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）
第三章　男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）
附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章　総　則

（目的）

第一条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　男女共同参画社会の形成　男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条　男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条　国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条　政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2　政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条　政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2　男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5　前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条　都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2　都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4　都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条　国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条　国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条　国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条　国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条　国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条　国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章　男女共同参画会議

（設置）

第二十一条　内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二　前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三　前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条　会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条　議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2　議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条　議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2　前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3　第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4　第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条　前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第二十七条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十八条　この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第二条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（経過措置）

第三条　前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3　この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附　則（平成十一年七月十六日法律第百二号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　略

二　附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで　略

十一　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条　第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附　則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）　抄

（施行期日）

第一条　この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

5　三重県男女共同参画推進条例

三重県男女共同参画推進条例

平成十二年十月十三日
三重県条例第七十三号

改正　平成一三年　三月二七日三重県条例第四七号
平成一七年一〇月二一日三重県条例第六七号

三重県男女共同参画推進条例をここに公布します。

目次

前文
第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第八条―第十二条）
第三章　三重県男女共同参画審議会（第十三条―第十八条）
附則

二十一世紀を迎え、私たちが目指す社会は、すべての人々の人権が保障され、一人ひとりが、性別にかかわらず、自立した個人として、その能力と個性を十分に発揮することができる社会であり、それぞれに多様な生き方が認められる社会である。そして、その社会は、男女が対等な立場で、社会のあらゆる分野に共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会である。

また、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展をはじめとする急激な社会経済情勢の変化に対応するために社会構造の変革が求められているが、新しい社会構造の前提となり、基礎となるものが、男女共同参画社会である。

三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている。

このような認識から、三重県は、「男女共同参画社会基本法」の理念を踏まえ、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組むことを決意して、この条例を制定する。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、男女共同参画の推進について、基本目標を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、社会のあらゆる分野において、県、県民、事業者及び市町が協働して取り組み、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（定義）

第二条　この条例において「男女共同参画」とは、男女が性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮する機会が確保されることにより、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うことをいう。

２　この条例において「積極的改善措置」とは、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本目標）

第三条　男女共同参画社会を実現するため、次の基本目標を設定する。

一　男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保すること。

二　男女の固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善すること。

三　男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。

四　男女が家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる環境を整備すること。

（県の責務）

第四条　県は、男女共同参画社会を実現するため、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

２　県は、前項の施策について、県民、事業者及び市町と協働して実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（県民の責務）

第五条　県民は、男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない。

２　県民は、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

３　県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第六条　事業者は、男女が、職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

２　事業者は、事業活動において、男女共同参画社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

３　事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県と市町との協働）

第七条　県は、市町に対し、県と協働して、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する施策に協力することを求めるものとする。

２　県は、市町が実施する男女共同参画の推進に関する施策の策定及び実施について、必要な協力を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

第二章　男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画の策定）

第八条　知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定する。

２　基本計画は、次に掲げる事項について定める。

一　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　前項第一号の施策の大綱には、次に掲げる事項について定める。

一　社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項

二　男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項

三　男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項

四　性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項

五　家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項

六　前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

４　知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第十三条第一項の三重県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、広く県民等から意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

５　知事は、基本計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

６　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

一部改正〔平成一三年条例四七号〕

（積極的改善措置への協力）

第九条　県は、市町が積極的改善措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

２　県は、県民及び事業者が、その属する地域、職場その他の分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する措置を講ずるために必要な情報提供、相談、助言その他の協力を行うものとする。

一部改正〔平成一七年条例六七号〕

（財政上の措置）

第十条　県は、基本計画に基づく施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（調査及び研究）

第十一条　県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査及び研究を行うものとする。

（年次報告）

第十二条　知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について報告書を作成し、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第三章　三重県男女共同参画審議会

（三重県男女共同参画審議会）

第十三条　知事は、三重県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は、次に掲げる事務を行う。

一　基本計画に関して、第八条第四項に規定する事項を処理すること。

二　知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。

三　県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

３　審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第十四条　審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。

２　前項の場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の十分の四未満とならないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

（委員の任期）

第十五条　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　委員は、再任されることができる。

（会長）

第十六条　審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（部会）

第十七条　審議会に、その事務を行うため、部会を置くことができる。

２　専門の事項を調査するために必要があるときは、部会に専門委員を置くことができる。

（委任）

第十八条　この章に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、平成十三年一月一日から施行する。

附則（平成十三年三月二十七日三重県条例第四十七号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成十三年四月一日から施行し、同日以降に策定される計画について適用する。

附則（平成十七年十月二十一日三重県条例第六十七号）

この条例は、平成十八年一月十日から施行する。

6　男女共同参画に関する年表

【男女共同参画に関する年表】

年	国連等	国	三重県／明和町
昭和 50 （1975）年	・国際婦人年（目標：平等、発展、平和） ・国際婦人年世界会議（第１回世界女性会議：メキシコシティ）開催「世界行動計画」採択	・総理府に婦人問題企画推進本部設置、婦人問題企画推進会議開催	
昭和 52 （1977）年		・「国内行動計画」策定	・「婦人関係行政推進連絡会議」設置
昭和 54 （1979）年	・国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採択		・「三重県婦人対策の方向」（県内行動計画）策定
昭和 55 （1980）年	・「国連婦人の十年」中間年世界会議（第２回世界女性会議：コペンハーゲン）開催、「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択		
昭和 56 （1981）年		・「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和 60 （1985）年	・「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議（第３回世界女性会議）開催（西暦 2000 年に向けての）「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」改正施行 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・三重県婦人問題推進協議会から「三重県の婦人対策に関する提言」提出
昭和 61 （1986）年		・婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 ・婦人問題企画推進有識者会議開催	
昭和 62 （1987）年		・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	・「みえの第２次行動計画ーアイリスプラン」策定
平成２ （1990）年	・国連婦人の地位委員会拡大会期（ウィーン）開催 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第１回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
平成３ （1991）年		・「育児休業法」公布（平成４年施行）	
平成６ （1994）年		・総理府に男女共同参画室設置 ・男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置	・三重県女性センター開館
平成７ （1995）年	・第４回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動－（北京）開催「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	・「みえの男女共同参画推進プランーアイリスプラン 21」策定（第３次）

年	国連等	国	三重県／明和町
平成８ （1996）年		・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
平成９ （1997）年		・「男女共同参画審議会設置法」公布、男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正（女性に対する差別の禁止等） ・「介護保険法」公布（平成 12 年施行）	
平成 10 （1998）年			・アイリス 21 推進連携会議（アイリスネットワーク）設置
平成 11 （1999）年		・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行	・男女共同参画推進協議会から提言「21 世紀の三重県は男女共同参画社会」
平成 12 （2000）年	・国連特別総会「女性 2000 年会議：21 世紀に向けてのジェンダー平等、開発および平和」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」策定	・三重県男女共同参画推進懇話会から提言 ・「三重県男女共同参画推進条例」公布（平成 13 年 1 月 1 日施行） ・「日本女性会議 2000 津」開催
平成 13 （2001）年		・内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の公布、施行 ・第１回男女共同参画週間 ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	・三重県男女共同参画審議会設置 ・三重県女性センターを三重県男女共同参画センターに改称
平成 14 （2002）年		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・「三重県男女共同参画基本計画」策定 ・「三重県男女共同参画基本計画第一次実施計画」策定
平成 15 （2003）年		・男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 ・男女共同参画社会の将来像検討会開催 ・第４回・第５回女子差別撤廃条約実施状況報告審議	・男女共同参画審議会から県事業に対する評価提言（初回） ・男女共同参画年次報告作成（初年）

年	国連等	国	三重県／明和町
平成 16 （2004）年		・男女共同参画推進本部決定「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」 ・「配偶者暴力防止法」改正（都道府県基本計画策定の義務化等）、「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」策定	
平成 17 （2005）年	・国連「北京＋10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）	・「第２次男女共同参画基本計画」の策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・「三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画」策定
平成 18 （2006）年	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	・「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画」策定
平成 19 （2007）年		・「配偶者暴力防止法」改正（保護命令制度の拡充等）（平成 20 年施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	・「三重県男女共同参画基本計画（改定版）」策定 ・みえチャレンジプラザを開設 ・「三重県男女共同参画基本計画第三次実施計画」策定
平成 20 （2008）年		・「女性の参画加速プログラム」決定	
平成 21 （2009）年		・第６回女子差別撤廃条約実施状況報告審議 ・「育児・介護休業法」改正	・「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画」第２次改定
平成 22 （2010）年	・国連「北京＋15」記念会合（ニューヨーク）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第３次男女共同参画基本計画」策定	
平成 23 （2011）年	・UN Women （ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足	・「次世代育成支援対策推進法」改正施行	・「第２次三重県男女共同参画基本計画」策定（３月） ・「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画」第３次改定（３月）
平成 24 （2012）年	・国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（日本提案）	・「育児・介護休業法」改正全面施行 ・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～策定	・「第２次三重県男女共同参画基本計画第一期実施計画」策定（３月）

年	国連等	国	三重県／明和町
平成 25 (2013) 年		・「日本再興戦略 JAPAN is BACK」策定（「女性活躍推進」を成長戦略の中核に位置づけ） ・「配偶者暴力防止法」改定（対象被害者の追加等）（平成 26 年施行）「配偶者暴力防止法に基づく基本方針」改定 ・「育児・介護休業法」改正全面施行 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	・三重県男女共同参画審議会から知事への提言（10 月） ○「明和町男女共同参画基本計画」策定（３月）
平成 26 (2014) 年	・国連「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択（日本提案） ・UN Women HeForShe キャンペーン（女性の地位向上に男性の協力・参加を呼び掛ける運動）スタート	・「『日本再興戦略』改訂 2014 未来への挑戦」策定（女性のさらなる活躍促進） ・すべての女性が輝く社会づくり本部設置（内閣官房） ・女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム「WAW! Tokyo2014」開催（第１回目）	・「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画」第４次改定（３月） ・輝く女性応援会議 in 三重開催（８月） ・女性の大活躍推進三重県会議設立（９月）
平成 27 (2015) 年	・国連「北京＋20」記念会合（ニューヨーク）	・「女性活躍加速のための重点方針 2015」決定 ・WAW！2015 開催 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）公布、施行（平成 28 年完全施行） ・「第４次男女共同参画基本計画」策定	・女性の大活躍推進三重県会議１周年記念大会開催（11 月）
平成 28 (2016) 年	・伊勢志摩サミット開催（首脳宣言（女性の活躍推進はＧ７の共通のゴール））	・「女性活躍加速のための重点方針 2016」決定 ・WAW！2016 開催	・三重県男女共同参画審議会から知事への提言（２月） ・「第２次三重県男女共同参画基本計画第二期実施計画」策定（３月） ・「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」策定（３月） ・WIT2016 開催（９月）
平成 29 (2017) 年			・「第２次三重県男女共同参画基本計画（改定版）」策定（３月） ・「三重県ＤＶ防止及び被害者保護・支援基本計画」第５次改定（３月）

年	国連等	国	三重県／明和町
平成 30 （2018）年	・ＥＵ-国連「スポットライト・イニシアティブ」女性と女児に対する暴力への包摂的でグローバルな対策呼び掛け	・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」一部改正	○「第２次明和町男女共同参画基本計画」策定（３月）
令和元 （2019）年		・「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」決定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」一部改正 ・WAW!／W20 開催	
令和２ （2020）年	・グテーレス国連事務総長「全ての政府に対し、女性に対する暴力の防止と救済を、ＣＯＶＩＤ－19 に向けた国家規模の応急対応のための計画の重要項目とするよう要請」声明発表	・「第５次男女共同参画基本計画」閣議決定	
令和３ （2021）年		・「子ども・子育て支援法」一部改正 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」一部改正 ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」一部改正	・「第３次三重県男女共同参画基本計画」策定（３月）
令和４ （2022）年		「育児・介護休業法」改正 ・WAW！2022 開催	○「明和町男女共同参画推進条例」公布（令和５年１月１日施行）
令和５ （2023）年			○「第３次明和町男女共同参画基本計画」策定（３月）

7　男女共同参画に関する用語解説

■あ行

【ＳＮＳ】

Ｗｅｂ上で社会的ネットワーク“ソーシャル・ネットワーク”を構築可能にするサービスのこと。

【ＳＤＧｓ】

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals）のこと。2030 年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標。17 のゴール及び 169 のターゲットから構成される。

【ＮＰＯ】

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。

【M字カーブ】

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴がある。なお、国際的にみると、欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられないため、台形型に近くなっている。

■か行

【キャリア形成】

「キャリア」(「経歴」「経験」「発展」さらには「関連した職務の連鎖」等と表現され、時間的持続性ないしは継続性を持った概念）を積んだ結果として、「職業能力」が蓄積、形成されていくこと。

【子育て支援センター】

厚生労働省の管轄で、各市町村によって管理・運営されている施設。地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点で、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。

【子ども・子育て支援法】

平成 24（2012）年８月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連３法に基づく制度のこと。

【ＣＯＶＩＤ－19】
「coronavirus disease 2019」の略した言葉で、新型コロナウイルス感染症のこと。2019 年 12 月、中華人民共和国湖北省武漢市において初めて確認されて以降、国際的に感染が拡大した。

■さ行
【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律】
平成 28（2016）年４月１日から施行された職業生活において、自らの意思または営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して活躍できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間・事業主（一般事業主）それぞれの女性の活躍推進に関する責務等を定めた法律。
【児童センター】
健全な遊び（運動を主とする）を通して、子どもの体力増進を図ることや生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設。
【ストーカー行為等の規制等に関する法律】
ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的として、平成 12（2000）年６月 14 日法律第 81 号として、公布、平成 12（2000）年 11 月 24 日施行。通称はストーカー規制法。
【セクシュアルハラスメント】
職場などで、相手の意思に反して不快や不安な状態に追い込む性的な言動のこと。

■た行
【男女共同参画社会基本法】
男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成 11（1999）年６月 23 日法律第 78 号として、公布、施行。
【地域包括ケアシステム】
高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指すもの。
【ＤＶ防止法】
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律」（平成 16（2004）年６月２日公布、平成 16（2004）年 12 月２日施行）のこと。

■は行
【パタニティハラスメント】
男性が育児休業や育児休暇取得を利用しようとして嫌がらせを受けること。

【パワーハラスメント】
　同じ職場で働く者に対して、職場内の優位性を背景に、適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為。
【ＰＤＣＡサイクル】
　Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Act（改善）の４段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する手法の１つ。
【放課後児童クラブ】
　正式には、「放課後児童健全育成事業」のこと。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたち（放課後児童）に、遊びや生活の場を提供するものをいう。「学童保育」とも称される。

■ま行
【マタニティハラスメント】
　職場において妊娠や出産者に対して行われる嫌がらせを指す言葉のこと。
【マイノリティ】
　社会的少数者または社会的少数集団のこと。
【メディア・リテラシー】
　情報メディアを主体的に読み解いて必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力。
【モラルハラスメント】
　モラル“道徳”による精神的な暴力、嫌がらせ。

■わ行
【ワーク・ライフ・バランス】
　仕事と生活の調和のこと。
【ＷＡＷ!】
　World Assembly for Women の略称で、国際女性会議のこと。

第３次明和町男女共同参画基本計画
令和５年（2023）年３月
発行　明和町
企画・編集　明和町役場　生活環境課